

事 務 連 絡  
平成27年 7月30日

各地方整備局 企画部 情報通信技術課長 殿  
北海道開発局 事業振興部 機械課電気通信官 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部 情報通信技術室長 殿

大臣官房 技術調査課  
電気通信室 課長補佐

「CCTV装置（簡易カメラ）設置工」の試行について

標記について、下記のとおり試行されたい。また、あわせて管内の積算担当者に周知を徹底されたい。

記

1. 試行歩掛

CCTV装置（簡易カメラ）設置工  
詳細は別紙のとおり

2. 試行対象

平成27年6月26日付事務連絡「旋回式簡易カメラ装置機器仕様書の改定について（通知）」の試行案件で、かつ、原則として平成27年8月10日以降に開札する案件

担当：国土交通省大臣官房技術調査課  
電気通信室電気通信基準係  
岩田（80-22376）

## CCTV 装置（簡易カメラ）設置工

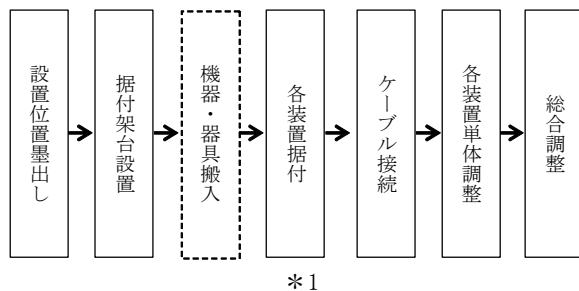
### 1 適用範囲

本資料は、CCTVシステムの内、簡易カメラ装置の設置を行うCCTV装置（簡易カメラ）設置工に適用する。

### 2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



\*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設は、本歩掛に含む。  
ただし、移設の場合は除く。

### 3 標準歩掛

#### 3-1 CCTV 装置（簡易カメラ）据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
回転式簡易カメラ装置		台	-	1.5	
固定式簡易カメラ装置		台	-	1.5	

- (注) 1. 夜間照明器具は別途積算とする。  
2. 取付高さの補正は行わない。  
3. クレーン車等を使用する場合は、別途積算とする。  
4. 簡易カメラ装置は、簡易カメラ部及び IP 接続部を含む。  
5. 光ケーブル接続等は別途積算とする。

#### 3-2 CCTV 装置（簡易カメラ）調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
回転式簡易カメラ装置		台	1.0	-	
固定式簡易カメラ装置		台	1.0	-	

- (注) 1. 取付高さの補正は行わない。  
2. 簡易カメラ装置は、簡易カメラ部及び IP 接続部を含む。  
3. LAN-SW の調整は別途積算とする。